

福島大学と南相馬市の相互友好協力協定書

第1条 福島大学と南相馬市（以下「両者」という。）は、相互発展のため、文化、産業、環境、教育等の分野で援助、協力するために協定を締結する。

第2条 両者は次の事項について協力する。

- 一 市民生活の向上に向けた仕組みづくりに関すること
- 二 産業振興に関すること
- 三 環境問題に関すること
- 四 福祉問題に関すること
- 五 生涯学習に関すること
- 六 観光交流に関すること
- 七 上記以外のその他の事項については、両者間で協議するものとする。

2 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

第3条 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、福島大学又は南相馬市から異議の申し立てがない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

本協定書は2通作成され、いずれも正文である。

平成18年11月29日

福島大学

代表者 福島大学長

南相馬市

代表者 南相馬市長